

# ○大府市受水槽式給水における非常用給水栓の取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した際（以下「災害時」という。）における応急給水の一環として、受水槽内に貯留された水を災害時に使用するための給水栓（以下「非常用給水栓」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 大府市水道事業が供給する水道水のみ受水槽であること。

(申込み)

第3条 非常用給水栓を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、あらかじめ、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）に申込みをし、市長の承諾を得なければならない。

2 前項の申込みは、非常用給水栓設置申込書（第1号様式）に位置図を添付して提出することにより行う。

(審査)

第4条 市長は、前条第2項の申込書を受理したときは、非常用給水栓について、次に掲げる事項の審査を行う。

- (1) 災害時以外の使用を防止するために、キー付き水栓や蛇口のハンドルを取り外す等の措置が講じられること。
- (2) 「非常用給水栓、災害による配水管断水時のみ使用可」のプレート（大きさは縦30センチメートル、横10センチメートル以上とし、材質は腐食や破損の恐れがないもの）を見やすい場所に掲示すること。
- (3) 受水槽本体に直接設置することとし、壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置すること。
- (4) 受水槽ごとに2個までの設置数とすること。
- (5) 受水槽の強度に影響を与えない構造とすること。
- (6) 口径は、20ミリメートル以下とすること。

(承諾)

第5条 市長は、前条の審査の結果、適当であると認めたときは、非常用給水栓の設置の申込みを承諾し、非常用給水栓設置承諾書（第2号様式）により通知する。

(確認等)

第6条 設置者は、非常用給水栓の設置後、遅滞なく、当該給水栓が第4条各号に適合することが確認できる写真を市長に提出し、市長の確認を受けなければならない。

2 市長は、第4条各号に適合していることが確認できなかった場合は、非常用給水栓の撤去又は手直しを指示する。

3 前項の撤去又は手直し後、設置者は、市長の確認を受けなければならない。

4 前項の確認については、第1項及び第2項の規定を準用する。

(管理等)

第7条 設置者は、災害時において、速やかに非常用給水栓が使用でき、かつ、災害時以外に使用されることがないように非常用給水栓及び付属用具を適切に管理しなければならない。

2 設置者は、非常用給水栓が第4条各号に適合する状態を維持しなければならない。

3 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、第3条から前条までの規定を準用する。

4 市長は、受水槽の周辺に立ち入り、非常用給水栓が第4条各号に適合していることを確認することができる。

(使用条件)

第8条 設置者は、災害が発生したことにより、次に掲げる要件を全て満たす状況が生じた場合に限り非常用給水栓を使用できるものとする。

(1) 大府市水道事業から水道水が供給されないとき。

(2) 電力の供給が停止され受水槽の動力ポンプが作動しないとき。

2 設置者は、前項に規定する断水、停電が解消され水道水の供給が開始されたときは、非常用給水栓の使用を終了し、速やかに市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、非常用給水栓使用届（第3号様式）を市長に提出することにより行う。

(廃止)

第9条 設置者は、非常用給水栓を撤去したときは、非常用給水栓廃止届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の非常用給水栓廃止届には、撤去した事実を確認することができる書類を添付するものとする。

(取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条に規定する承諾を取り消し、非常用給水栓の撤去を命じる。

(1) 第6条第1項の写真が提出されなかったとき。

(2) 非常用給水栓の設置後、第4条各号の規定に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 災害時以外の使用があったと認めるとき。

2 前項の規定による取消しは、取消通知書（第5号様式）を設置者に送付することにより行う。

(費用負担)

第11条 非常用給水栓の設置及び撤去、その他維持管理に要する費用は、設置者の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。